## どこに行く?地方

佐 藤 克 庸

では、「義務付け・枠付けの見直しと条例制では、「義務付け・枠付けの見直しと条例制に先立つ十月七日に提出された『第三次勧告』四次勧告』を内閣に提出された『第三次勧告』を内閣に提出・ 定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」にはする内容なのであろうか。

「国と地方の協議の場の法制化」が勧告は、立法権の分権化として、高い評価がなされることもある。果たして高い評価に値する内容なのであろうか。

『第二次勧告』において、同委員会は、義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールを設定し、このメルクマールに該当しない四〇七六条項については、条例制定権の拡大を図る方向で見直しを行うべきとされた条項のうち、(a)施設・公物設置管理のれた条項のうち、(a)施設・公物設置管理のれた条項のうち、(a)施設・公物設置管理のれた条項のうち、(a)施設・公物設置管理のれた条項の方針を整理した上で、これら三つの重点事項以外の見直しを行うべきとされら三つの重点事項以外の見直し対象条項について具体的に講ずべき措置を提示している。また、三指置を講ずべきことを提示している。

「第二次勧告」において、同委員会は、義者を表すできませましている。

しかし、 。 。 。 し、 し、 し、

しかし、一方で、どうにも腑に落ちない点がある。第一に、そもそも地方分権改革推進委員会がこのテーマを俎上に載せた発端は「条例による法令の上書き権」問題である。一般的な言葉の感覚から言えば、この言葉は、「法令の規定に関わらず」、「地方自治体が条例で」、「法令の規定に関わらず」、「地力と思われる。どのような事情があったかは知るすべがないが、勧告では、「法令の規定とは異なる力と思われる。どのような事情があったかは知るすべがないが、勧告では、「法令の上書き権」なる言葉は、「独骨奪胎〉どころか入羊頭狗肉〉的に変容を遂げている。いささか長くなるが、勧告を引用してみよう。「この『参酌すべき』準』を示しつつ、これを(『従うべき』ではなく)『参酌すべき』ということが『法令の規範内容』である。このような『法律の規範内容』である。このような『法令の規範内容』である。このような『法令の規範内容』である。このに参酌すべき基準』の場合には、…法令が示す一定の『基準』を示しつつ、これを(『従うべき』ではなく)『参酌すべき』ととなるが、勧告を済けている。いささかられるものではなく)『参酌すべき基準』については『法令の規範内容』である。この「基準」と異なる『基準』が条例で定められることは許容されるものであり、その結果、法令が示すしたができる。」(『第三次勧付による国の法令の基準の『上書き』を許容がある。して第三次も地方自治体の条例による国の法令の基準の『上書き』を許容がある。しかし、どうにも地方自治体の条例による国の法令の規範に対している。

第二に、これらの「義務付け・枠付けの見をである。法定受託事務は、『第二次勧告』三九頁では、「法定受託事務についても自主性・自立性を認めるべきとの考え方もありうる」とし、法定受託事務については、自治事務とすべきものがあるのではないか、という観点からも検討されるべきである」として以る。そこまで述べるのであれば、「改革推進」委員会としては、自治事務については、法令の規定は「参酌すべきものがあるのではないか、という観点からも検討されるべきである」としている。そこまで述べるのであれば、「改革推進」委員会としては、自治事務については、法令の規定は「参酌すべきを申すれば良かったのではなかろうか。その上で、法定受託事務の中で自治事務とすると不都合なものを限定し、それ以外は自治事務にする方向に力を定し、それ以外は自治事務にする方向に力を定し、それ以外は自治事務にする方向に力を定し、ころが多いのか少ないのかというよりも今後の心配である。『第三次勧告』で具体的に講ずべき措置を提示した条項数は、約四千条項のうちの八九二である。全国知すべき基準」として対象項目のうちの上では、自治事務についたが整合性がとれたと思う。として対象項目のうちの上で表項というよりも今後の心配である。で第二次勧告』で具体的に対象項目のうると表項という印象を上書き権」問題が萎縮してしまうことを危惧とである。 思えない論理のすり替えに見える。変申し訳ないが、私には〈牽強附〉いかがであろうか。委員会のお母 とし

ことを踏まえた上で、 深化に向けた対応を期待するものである。 主党 まえた上で、さらなる地方自治の充政権には、こうした懸念が存在する かつひろ・北海学園大学法学部教授>

付け・枠付けの必要性ないし不必要性に踏み四千余りの法律条項を丹念に精査し、義務

1

Þ